

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

## 電子交換所設立に伴う「貯金規定」の一部改定について（事前のご案内）

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、お客さまとのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、令和4年11月に全国銀行協会において手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」が設立されることを受け、各種貯金規定について内容の見直しを実施したことから以下の規定等を改定しますのでご案内致します。

## 記

## 1 改定対象規定

当座勘定規定	当座勘定規定（専用約束手形口）
普通貯金規定	総合口座取引規定
貯蓄貯金Ⅱ型規定	納税準備貯金規定
通知貯金規定（証書用）	自由金利型定期貯金（大口定期）規定
自由金利型定期貯金（M型）規定	変動金利定期貯金規定
自由金利型期日指定定期貯金規定	積立定期貯金規定
定期積金規定	決済用普通貯金規定
決済用総合口座取引規定	—

## 2 改定内容の概要

(1) 電子交換所関連

- ① 手形、小切手の支払において、現行運用上行っている取扱を電子交換所への移行を機に規定化（当座勘定規定（専用約束手形口含む））
- ② 手形、小切手用紙の取扱において、振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、及び同期限経過後の取扱を規定に追加（当座勘定規定（専用約束手形口含む））
- ③ 印鑑照合において、イメージファイルにより印鑑照合・用紙確認を行う旨の免責規定への追加（当座勘定規定（専用約束手形口含む））
- ④ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除（当座勘定規定（専用約束手形口含む））
- ⑤ 小切手・約束手形・為替手形の各用法の変更（当座勘定規定のみ）
  - ア チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁毎に「,」を印字するよう規定を追加
  - イ 金額を文字で記入する場合の使用可能文字を一覧化し追加
  - ウ 金額欄には所定の事項のみ記載すること及び、金額欄・金融機関名・QRコード欄に対し記名なつ印・訂正印・訂正記載・金額複記等の被りを禁止する規定の追加

次項へ続く

## (2) その他

- ① 過振りに係る規定追加（当座勘定規定（専用約束手形口含む））
- ② 保険事故発生時における本人からの相殺に係る規定追加（当座勘定規定（専用約束手形口含む））
- ③ 貯金の払戻において、本人確認書類の提示等の手続を求める場合があることを規定に追加（普通貯金規定（決済用含む）、総合口座取引規定（決済用含む）、貯蓄貯金Ⅱ型規定、納税準備貯金規定）
- ④ 貯金者が口座開設時に行った説明や提出資料に偽りがあった場合等において貯金が解約される旨を規定に追加（普通貯金規定（決済用含む））
- ⑤ 届出事項変更の項目における、みなし送達扱いの重複を解消（総合口座取引規定（決済用含む））
- ⑥ 口座振替による掛金の払込に係る規定の追加（定期積金規定）
- ⑦ 証券類の受入に係る規定の追加（定期積金規定）

※今回改定の規定全般において、その他の軽微な内容に係る修正、追加、削除を実施しております。  
※次頁以降に「当座勘定規定」の新旧対比表を掲示致しますが、改定内容詳細やその他規定のご確認を希望されるお客さまにおかれましては、当店窓口にお申し付け下さい。

## 3 改定日

令和4年11月4日（金）

次項へ続く

当座勘定規定 新旧対比表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第7条（手形、小切手及び貯金払戻請求書での支払い）</p> <p>(1)（省略）</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u></p> <p><u>(3)～(4)（省略）</u></p>	<p>第7条（手形、小切手及び貯金払戻請求書での支払い）</p> <p>(1)（省略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(3)（省略）</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)（省略）</u></p> <p><u>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)（省略）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第11条（過振り）</p> <p><u>(1)第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求があり次第、直ちにその不足金を支払ってください。</u></p> <p><u>(2)前項の不足金に対する損害金の割合は、当組合所定の割合とし、当組合所定の方法によって計算します。</u></p> <p><u>(3)第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。</u></p> <p><u>(4)第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかににかかわらず、いつでも差引計算することができます。</u></p> <p><u>(5)第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手又は諸届書類に使用された印影（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず。</u>）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず。</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)（省略）</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手又は諸届書類に使用された印影（<u>追加</u>）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙（<u>追加</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)（省略）</p>

次項へ続く

当座勘定規定 新旧対比表

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第27条（個人信用情報センターへの登録）</u>  <u>個人取引の場合において、次の各号の事由がひとつでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由のみ6か月）登録し、同センターの加盟会員並びに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとし、</u>  <u>(1) 差押え、仮差押え、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u>  <u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u>  <u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p><u>第28条（保険事故発生時における本人からの相殺）</u>  <u>(1) この貯金は、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、本人の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で本人が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u>  <u>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</u>  <u>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、本人の保証債務から相殺されるものとします。</u>  <u>② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。</u>  <u>③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</u>  <u>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</u>  <u>(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

次項へ続く

当座勘定規定 新旧対比表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>【小切手用法】</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「.」を印字してください。</u>          なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>7. ～9. (省略)  <u>金額を文字で記入する場合の使用可能文字一覧等（欄外記載）</u></p>	<p>【小切手用法】</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>(追加)※(追加)、(追加)★(追加)</u>などの終止符号を印字<u>(追加)</u>してください。          なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>(追加)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>(追加)</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>(追加)</u></p> <p>7. ～9. (省略)  <u>(新設)</u></p>
<p>【約束手形用法】</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「.」を印字してください。</u>          なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>7. ～9. (省略)  <u>金額を文字で記入する場合の使用可能文字一覧等（欄外記載）</u></p>	<p>【約束手形用法】</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>(追加)※(追加)、(追加)★(追加)</u>などの終止符号を印字<u>(追加)</u>してください。          なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>(追加)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>(追加)</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>(追加)</u></p> <p>7. ～9. (省略)  <u>(新設)</u></p>

当座勘定規定 新旧対比表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>【為替手形用法】</p> <p>1.～4.（省略）</p> <p>5.（1）（省略）</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「.」を印字</u>してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入</u>してください。</p> <p><u>（4）金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7.～11.（省略） <u>金額を文字で記入する場合の使用可能文字一覧等（欄外記載）</u></p>	<p>【為替手形用法】</p> <p>1.～4.（省略）</p> <p>5.（1）（省略）</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>（追加）※（追加）、（追加）★（追加）</u>などの終止符号を印字<u>（追加）</u>してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>（追加）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>（追加）</u></p> <p>7.～11.（省略） <u>（新設）</u></p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3	4		5		6	
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	參	參	四	泗	肆	陸
	7		8	9	10	100		1,000		10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌
								佰	千	仟	阡
										万	萬

<その他>金、円、圓（円の異字体）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

以 上